



日田市監査委員告示第 4 号

地方自治法第199条第14項の規定により、財政援助団体監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 一般社団法人 日田市観光協会（観光課所管）

措置の内容 : 別紙のとおり

令和5年2月8日

日田市監査委員 小ケ内 聡行

同 溝口 千壽

## 財政援助団体監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
<p>【一般社団法人 日田市観光協会（観光課）】</p> <p><b>○入館料及び利用料金の決定について</b></p> <p>天領日田資料館の利用料金については、地方自治法第244条の2第9項に基づき、天領日田資料館の設置及び管理に関する条例第8条第2項に「入館料は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ、市長の承認を得て定めるものとする」と規定され、基本の入館料及び利用料金については、市長の承認を得て定められているが、令和3年度の収納状況を確認したところ、『サービス券』が発行され、入館料の割引がされていた。</p> <p>これは、同条第4項に規定する、「あらかじめ、市長の承認を得て入館料を減免し、又は他施設との合同券を発行することができる」に該当し、市長の承認を得ることが必要となるが、承認手続の書類の確認ができなかった。</p> <p>また、地元関係団体の休憩室利用については、利用料としてではなく負担金として年1回徴収しているが、利用人数や利用者の実態が記録されておらず、負担金額の根拠も確認できない状態となっている。</p> <p>今後は関係条例、基本協定書等を再度確認し、所管課は指定管理者への適切な指導に努められたい。</p>	<p>【一般社団法人 日田市観光協会（観光課）】</p> <p>サービス券の発行は、天領日田資料館の利用促進を図るため、指定管理者である日田市観光協会が商店街と連携した取組に対して、入館料を割り引いていたものでありますが、利用料金の割引は、市長の承認が必要であり、条例の認識不足により、申請・承認の手続きを踏まずに利用料金の割引がなされていたものでございます。</p> <p>ご指摘を踏まえ、今後につきましては、条例や規則に則った適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p> <p>次に、地元関係団体から負担金として年1回徴収していた件につきましては、地元関係団体から天領日田資料館で行われている指定管理者の自主事業や地元関係団体の所有物の展示に対して、協力金として定額で支払われていたものを協力金についての認識が不足しておりましたことから、休憩室利用についての負担金という実態と異なった説明をしていたものでございます。</p> <p>なお、当該団体による休憩室利用につきましては、指定管理者の記録等により確認した結果、実績はございませんでした。</p>